

# よくあるお問い合わせ

## I. 申請書類の提出関係

Q I-1 インターネット方式による申請を考えているが、どのようにしたらよいか。

A I-1 大臣官房予算課では、建設工事のみインターネット一元受付を行っております。  
27・28年度の申請期間は、平成26年12月1日から平成27年1月15日までです。

※ ヘルプデスクの受付時間

平成26年11月4日から平成27年1月15日まで（9：00～17：00）

ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。

電話番号：052-725-7671

納税証明書等送付用FAX番号：052-725-7672

インターネット一元受付以外については、郵送・持参での申請をお願いします。

Q I-2 申請書はどこで入手するのか。

A I-2 農林水産省のHPからダウンロードしてください。（紙での直接配布は行っておりません。）

農水本省TOPページ (<http://www.maff.go.jp>) の右下「申請・お問い合わせ」→「調達情報公表事項」→「入札参加資格関係」→「建設工事及び測量・建設コンサルタント等関係」をご覧ください。（ExcelとPDFの様式あり）

Q I-3 申請書類はどのように提出すればよいか。

A I-3 郵送の場合は、簡易書留等により、以下の送付先へ提出してください。

できましたら、封筒の表書きに「申請書在中」とお書きください。

送付先 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省 大臣官房予算課 営繕総括班

持参の場合は、大臣官房予算課営繕総括班（ドアNo.本120）へご持参ください。

なお、入館手続きがありますので、身分を証明できるもの（運転免許証、社員証等）をご用意ください。

Q I-4 過去に送付された「資格確認通知書」を紛失してしまったが、申請書類を提出することはできるのか。

A I-4 提出できます。

※再交付については、質問Ⅱ-4参照

Q I-5 申請代理人により申請書類を提出することとしたが、委任状についても申請書類と共に提出する必要はあるのか。

A I-5 申請書に代表者の実印の押印がない場合は、委任状の提出が必要となりますので、申請書と共にご提出ください。

押印がある場合は、委任状の提出は必要ありません。

## Ⅱ. 認定関係

Q II-1 定期受付に間に合わなかったが、今後、認定を受けることはできるのか。

A II-1 定期受付期間後の申請については、随時受付を行っています。  
申請書類等については、定期受付と同じです。

Q II-2 随時受付において申請書類を提出したが、認定日はいつになるのか。また、認定の通知はどのようにされるのか。

A II-2 随時受付において申請書類を提出された場合、平成27年5月以降の認定となります。  
平成27年3月の受付を除き受付月の翌月中旬以降を目途に認定を行います。  
また、認定の通知は、「資格確認通知書」を郵送する方法により行います。

Q II-3 「資格確認通知書」が届かないが認定されなかったのか。

A II-3 認定の通知は、「資格確認通知書」により、申請書に記載された本社（本店）宛に普通郵便にて郵送しております。通知書は定型封筒と同サイズのもので、  
審査が遅れている場合もありますので、認定の可否についてお問い合わせいただき、発行済みである場合は、再度郵送いたします。

Q II-4 「資格確認通知書」を紛失してしまったが再発行はしてもらえるのか。

A II-4 任意の様式で結構ですので、再発行願をご提出ください。

Q II-5 大臣官房予算課で認定された場合は、農林水産省全機関で認定されたこととなるのか。

A II-5 なりません。  
地方農政局及び森林管理局等への登録を希望される場合は、各機関へ申請書をご提出いただく必要があります。  
各機関の申請書様式は、農水本省TOPページ (<http://www.maff.go.jp>)  
右下「申請・お問い合わせ」→「調達情報公表事項」→「入札参加資格関係」→「建設工事及び測量・建設コンサルタント等関係」の最下方に、それぞれ外部リンクがありますので、ご確認ください。

Q II-6 大臣官房予算課で認定をされた場合は、どの機関の入札に参加できるのか。

A II-6 大臣官房予算課以外では、植物防疫所、那覇植物防疫事務所、動物検疫所、動物医薬品検査所、農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター、農林水産研修所、農林水産政策研究所、北海道農政事務所、林野庁本庁（建築一式工事及び測量・コン

サルタント等契約に限る) 及び水産庁です

Q II-7 大臣官房予算課で認定をされた場合は、独立行政法人の入札に参加できるのか。

A II-7 独立行政法人でどのような取り扱いを行っているかはこちらではわかりかねますので、お手数ですが各独立行政法人の契約窓口へお問い合わせ下さい。

### Ⅲ. 変更届関係

Q III-1 変更届の様式はどこで入手できるか。

A III-1 当省のHPからダウンロードしてください。なお、他機関の様式を使用していただいても構いませんが、宛先を大臣官房参事官(経理)としていただくようお願いいたします。

農水本省TOPページ (<http://www.maff.go.jp>) 右下「申請・お問い合わせ」→「調達情報公表事項」→「入札参加資格関係」→「建設工事及び測量・建設コンサルタント等関係」をご覧ください。

Q III-2 変更届の様式は、国土交通省の変更届様式又は統一様式を使用してもよいのか。

A III-2 国土交通省の変更届様式又は中央公共工事契約制度運用連絡協議会として申し合わせた統一様式であっても提出することができます。

ただし、これらの様式で提出する場合は、宛先は大臣官房参事官(経理)としてください。

Q III-3 変更届はどのようにして提出すればよいか。また、提出部数は1部でよいか。

A III-3 郵送の場合は、下記送付先へ1部提出してください。

できましたら、封筒の表書きに「変更届在中」とお書きください。

送付先 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省 大臣官房予算課 営繕総括班

持参の場合は、大臣官房予算課営繕総括班(ドアNo.本120)へご持参ください。

なお、入館手続きがありますので、身分を証明できるもの(運転免許証、社員証等)をご用意ください。

Q III-4 変更届を郵送する際は、書留郵便でなくてはならないのか。

A III-4 普通郵便でも結構です。

Q III-5 変更届を提出した際に、受付印を押印したものを返送してもらえるのか。

A III-5 変更届を提出される際に、返信用のはがき又は受付印を押印する用紙(変更届の写し又は任意の様式)と、返信用の封筒を同封していただければ返送いたします。

Q III-6 変更届に添付する証明書類は何が必要となるのか。

A III-6 添付する証明書類は次のとおりとなります。

	変更事項	添付書類
法人	本店住所	登記事項全部証明書の写し
	商号又は名称	登記事項全部証明書の写し
	本店電話番号、FAX番号、メールアドレス	不要
	本店代表者の氏名及び役職	登記事項全部証明書の写し
	本店の許可・登録の状況	許可・登録等の証明書の写し
	営業所の住所、電話番号 営業所の新設	【建設工事】 建設業許可関係の変更届出書の写し等 【測量・コンサルタント等】 登記事項証明書、許可・登録等の変更届の写し等
個人	営業所の閉鎖	不要
	住所	住民票の写し
	氏名	戸籍謄本(又は抄本)の写し
	許可・登録の状況	許可・登録等の証明書の写し
JV※	代表会社の代表者氏名、住所、商号又は名称	登記事項全部証明書の写し
	電話番号、FAX番号、メールアドレス	不要

※JVについては、建設工事のみが対象となります。

Q III-7 変更届に添付する証明書類は有効期間があるのか

A III-7 変更届を提出する日以前3ヶ月以内に証明を受けたものが有効となります。

Q III-8 市町村合併に伴い住所が変更となったが変更届の提出は必要か。

A III-8 必要です。

添付書類は、登記事項証明書の写し又は市町村からの住居表示変更の通知の写しとなります。

Q III-9 インターネット方式で申請をしたが、変更届についてもインターネット方式で提出することはできるか。

A III-9 提出できません。

インターネット方式による申請は、定期受付のみとなっております。このため変更届は、インターネット方式により申請した全ての機関に対し、それぞれ提出する必要があります。また、当省へは郵送により変更届を提出することとなりますが、他の機関の提出方式については、それぞれの機関へお問い合わせ願います。

Q III-10 代表者印が変更となったが変更届の提出は必要か。

A III-10 提出は不要です。

Q III-11 申請書類を提出したが、「資格確認通知書」が郵送される前に申請内容に変更が生じた。この場合の取扱いはどうしたらよいか。

A III-11 変更届に、該当する変更事項を記載し、必要となる証明書等の写しを添付して速やかに提出してください。

Q III-12 行政書士を申請代理人として変更届を提出することはできるのか。

A III-12 提出できます。

この場合、変更届に代表者の印とともに申請代理人の連絡先、氏名及び押印を欄外の余白に記載して提出してください。なお、申請代理人の委任状は不要です。

Q III-13 業種の追加をしたいが変更届の提出でできるのか。

A III-13 できません。

新規の申請と同様の手続きとなります。

#### IV. 納税証明書関係

Q IV-1 他の機関では納税証明書（その1）で申請書類を受理されたが、農林水産省大臣官房予算課でも同様の取扱いなのか。

A IV-1 当省では、申請者の所管する税務署が証明する納税証明書（その3の3、その3の2、又はその3）以外では申請書類を受理できません。なお、納税証明書は写し（コピーされたもの）で結構です。

個人の場合 納税証明書（その3の2）

（申告所得税並びに消費税及び地方消費税の未納がない旨の証明）

法人の場合 納税証明書（その3の3）

（法人税並びに消費税及び地方消費税の未納がない旨の証明）

※申請書類を提出する日以前3ヶ月以内に証明されたものが有効となります。

上記納税証明書であれば1枚で足りません。

Q IV-2 納税証明書は写しでよいのか。

A IV-2 写しで結構です。

Q IV-3 提出する納税証明書には有効期限があるのか。

A IV-3 申請書類を提出する日以前3ヶ月以内に証明を受けたものが有効となります。

Q IV-4 会社を新たに設立したが、まだ、納税を行ったことがない。この場合であっても納税証明書は交付してもらえるのか。

A IV-4 新設会社であっても納税証明書の交付は受けることができます。

（「税金を納めた」ではなく、「税金を滞納していない」証明であるため。）

このような理由から、個人や各種団体、新設会社に係る納税証明書の発行は必ず行うように財務省から各地の税務署あてに指導がされているはずですので、詳しくは、管轄税務署までお問い合わせください。